

2017（平成29）年度 利用者負担等（保育料）の改正について

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担額等（以下「保育料」という）を次のとおり軽減します。

1. 改正の内容

- (1) 市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無償とします。
- (2) ひとり親世帯等（市民税所得割額が一定基準の場合に限る）の保育料を軽減します。
- (3) 1号認定子ども（市民税所得割額が一定基準の場合に限る）の保育料を軽減します。

2. 改正の適用日 2017年4月1日（利用者には4月14日に保育料決定通知を送付します。）

3. モデルケースにおける改定額

■世帯年収約300万円（D-3階層）の第1子の場合

認定区分	世帯区分	改定前		改定後		差額	国基準保育料 改定後月額※
		月額	収入に対する割合	月額	収入に対する割合	月額	
教育	1号認定	11,900円 (4,100円)	4.8% 1.6%	10,400円 (2,600円)	4.2% 1.0%	△1,500円	14,100円
	1号認定	5,950円 (0円)	2.4% (—)	3,000円 (0円)	1.2% (—)	△2,950円 (—)	3,000円
保育	2号認定(標準時間)	2,800円	1.1%	1,300円	0.5%	△1,500円	6,000円
	3号認定(標準時間)	3,150円	1.3%	1,500円	0.6%	△1,650円	9,000円

※国が政令で定めている保育料の限度額。市町村はその範囲内で保育料を設定しています。

※1号認定の下段()内の金額は、町田市私立幼稚園等園児保護者補助金控除後の金額です。

4. 2017年度保育料基準額表（改定部分のみ記載）

教育標準時間認定の子ども（1号認定）

階層区分		きょうだい カウント	保育料(月額)
A	生活保護世帯	多子 カウント 年齢 制限 なし	0円
B-1	市町村民税非課税世帯又は均等割額のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)		0円
B-2	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)		3,000円 ※第2子以降は0円
C	均等割額のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)		3,000円
D-1	所得割額12,000円未満		10,800円⇒9,400円 [5,400円⇒3,000円]
D-2	12,000円以上30,000円未満		11,500円⇒10,000円 [5,750円⇒3,000円]
D-3	30,000円以上48,600円未満		11,900円⇒10,400円 [5,950円⇒3,000円]
D-4	48,600円以上52,000円未満		13,300円⇒11,600円 [6,650円⇒3,000円]
D-5	52,000円以上56,000円未満		14,700円⇒12,800円 [7,350円⇒3,000円]
D-6	56,000円以上77,101円未満		16,100円⇒14,100円 [7,550円⇒3,000円]
D-7	77,101円以上80,000円未満	小学 校3 年生 以下	18,100円
D-10	256,301円以上		25,700円

保育認定の子ども

(2号認定:3歳以上)

(3号認定:3歳未満)

階層区分		きょうだい カウント	保育料(月額)		保育料(月額)		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	多子カウント年齢制限なし(ひとり親世帯等を除く。)	0円	0円	0円	0円	
B-1	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等に限る。)		0円	0円	0円	0円	
B-2	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等を除く。)		1,300円 ※第2子以降は0円	1,200円 ※第2子以降は0円	1,500円 ※第2子以降は0円	1,400円 ※第2子以降は0円	
C	均等割額のみ課税されている世帯		3,800円 〔1,900円⇒1,300円〕	3,600円 〔1,800円⇒1,200円〕	4,400円 〔2,200円⇒1,500円〕	4,200円 〔2,100円⇒1,400円〕	
D-1	所得割額12,000円未満の世帯		4,300円 〔2,150円⇒1,300円〕	4,100円 〔2,050円⇒1,200円〕	5,000円 〔2,500円⇒1,500円〕	4,500円 〔2,250円⇒1,400円〕	
D-2	12,000円以上30,000円未満		4,900円 〔2,450円⇒1,300円〕	4,700円 〔2,350円⇒1,200円〕	5,600円 〔2,800円⇒1,500円〕	5,100円 〔2,550円⇒1,400円〕	
D-3	30,000円以上48,600円未満		5,600円 〔2,800円⇒1,300円〕	5,100円 〔2,550円⇒1,200円〕	6,300円 〔3,150円⇒1,500円〕	5,800円 〔2,900円⇒1,400円〕	
D-4	48,600円以上52,000円未満		7,100円 〔3,550円⇒1,600円〕	6,600円 〔3,300円⇒1,500円〕	7,500円 〔3,750円⇒2,300円〕	7,000円 〔3,500円⇒2,100円〕	
D-5	52,000円以上56,000円未満		8,600円 〔4,300円⇒1,900円〕	8,100円 〔4,050円⇒1,800円〕	9,700円 〔4,850円⇒2,900円〕	9,200円 〔4,600円⇒2,700円〕	
D-6	56,000円以上57,700円未満		10,100円 〔5,050円⇒2,200円〕	9,100円 〔4,550円⇒2,000円〕	12,900円 〔6,450円⇒3,900円〕	11,900円 〔5,950円⇒3,600円〕	
	57,700円以上60,000円未満		10,100円 〔5,050円⇒2,200円〕	9,100円 〔4,550円⇒2,000円〕	12,900円 〔6,450円⇒3,900円〕	11,900円 〔5,950円⇒3,600円〕	
D-7	60,000円以上68,000円未満		12,300円 〔6,150円⇒2,700円〕	11,300円 〔5,650円⇒2,500円〕	16,400円 〔8,200円⇒4,900円〕	14,900円 〔7,450円⇒4,500円〕	
D-8	68,000円以上77,101円未満		14,200円 〔7,100円⇒3,200円〕	13,200円 〔6,600円⇒2,900円〕	19,200円 〔9,600円⇒5,800円〕	17,700円 〔8,850円⇒5,300円〕	
	77,101円以上80,000円未満		14,200円	13,200円	19,200円	17,700円	
D-9	80,000円以上96,000円未満		16,000円	14,500円	22,300円	20,300円	
⋮							
D-24	501,000円以上		小学校就学前ひとり親世帯等に限る。)	37,200円	35,200円	58,800円	56,800円

- ※1 □書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。
- ※2 満3歳に到達した日に属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用します。
- ※3 1号認定は小学校3年生以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降は0円とします。
- ※4 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定上対象とはなりません。
- ※5 B-1とB-2は条例上のB階層を表記上分けて記載しています。